

高額療養費の外来年間合算について（70歳以上の方が対象）

70歳以上の被保険者または被扶養者の方が外来で受診されている場合は、高額療養費の「外来年間合算」が行われます。これは基準日（毎年7月31日時点）で一般区分または低所得区分であった外来療養に係る自己負担額の年間合算額が14万4,000円を超える場合にその超える分を支給する制度です。

なおこの制度は毎年8月1日以降の診療分について適用されますので、基準日現在で14万4,000円を超えるかどうかの判断を行います。

◇高額療養費（外来年間合算）の申請方法

通常の高額療養費支給申請とは別の、下記の手続きを当組合に申請してください。

1. 基準日（毎年7月31日時点）現在に加入している医療保険者が当組合の場合
次の書類を当組合に提出してください。

- (1) 基準日から過去1年間に他の医療保険者に加入したことが無い場合
 - ・高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- (2) 基準日から過去1年間に他の医療保険者に加入したことがある場合
 - ・高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
 - ・他の医療保険者が発行した高額療養費（年間合算）自己負担額証明書

2. 基準日（毎年7月31日時点（死亡の場合は死亡日））に他の医療保険者に加入しており、過去1年間に当組合に加入したことがある場合

次の書類を当組合に提出してください。

- ・高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請後に当組合が「高額療養費（年間合算）自己負担額証明書」を発行しますので、この証明書を添付し、「高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を基準日現在に加入している医療保険者に提出してください。

問い合わせ先 愛鉄連健康保険組合 業務課 TEL: 052-461-6131